

今年の生活扶助基準は13%アップされ、一般国民生活水準に近づける努力がされているが、保護の運用面でも、今年は、第一線の声

をくみ入れる姿勢で改善が検討された模様である。以下、新しい基準、実施要領、医療扶助運営要領、監査方針について、特集した

一般生活水準勘案して引上げ図る

個人消費支出の伸び率14%に迫る改善

昭和四十四年度予算において、生活保護基準の基本である生活扶助基準の二三％の引き上げをはじめとし、各扶助基準等について改善が行なわれた。

そこで、生活扶助基準が一三%引き上げられた社会的背景、算定根拠等についてまずふれてみよう。

昭和四十三年度の国民生活の動向をみると、春闘の賃上げにより、賃金水準が大幅に伸び、景気も好調であったため、一般国民の消費水準

は、かなり上昇した。これを一般勤労世帯（人口五万以上の都市）の家

計消費支出でみると、昭和四十三年四月から九月までの上期における対前年同期伸び率は、九%の上昇率を示した。このように、消費水準が伸びた反面、消費者物価も消費米価の値上げや交通費等の公共料金等の値上げによって上昇した。このような国民生活の動向のなかで、昨年度、日本経済研究センター、通産省、都市銀行などが、明年度の国民

予測では、現在のいざなぎ景気といわれるほどの大型景気に支えられ、明年度においても高度経済成長が持続されるであろうとして一般国民の生活水準が上昇する一方、消費者物価についてもかなりの上昇が見込まれた。

このような国民生活の動向のなかで、十二月二十八日、政府は、「昭和四十四年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を発表し、昭和四十四年度の予算編成方針を決定した。そのなかで特にわれわれの関心をひいた二、三の事項について述べてみる。

一、わが国経済の持続的成長の確保を眼目とし、財政面から景気を刺激することのないよう財政規模は、適度なものと定める。

二、国民の租税負担の累増を緩和させるため所得税および住民税について減税を行なう。

三、財政の配分は、物価の安定、社会保障の充実、公害対策推進等の諸施策を着実に推進するために重点的に配分する。

なお、政府が発表した経済見通しによる主要経済指標は、表1のとおりであるが、当該年度の消費水準の伸び率を端的に表わすといわれている個人消費支出の伸び率が一四％と昭和四十三年度経済見通しの個人消費支出の伸び率と同じ伸び率が見込まれ、また、消費者物価も五％見込まれたのである。

このような情勢下において、国民福祉の向上の立場から一般国民と保護世帯との生活を遊離させないため

には、一般国民生活の動向に対応して、生活保護基準の改善を図る必要があるとされたのである。

さらに、数年来、約5%の消費者

物価の上昇は、一般国民の消費生活に直接影響を与えているが、このような消費者物価上昇の家計の圧迫に対して、政府は、国民の負担を軽減し、国民生活の安定を図るため、昭和四十三年度に引き続いて、昭和四十四年度においても減税の措置を講ずることとしている。所得税の課税

料費の消費者物価が上昇しても、その購入数量を減らすことはできないが、この消費者物価は、最近とくに上昇している。

そのうえ、保護世帯の生活は、生活保護基準によって消費水準が規制されている。したがって、消費者物価上昇の家計への影響を緩和して、実質生活水準を確保するためには、生活保護基準をかなり引き上げる必要があることが確認されたのである。

生活扶助基準の改善については、從來から昭和三十九年十二月に、中央社会福祉審議会生活保護専門分科会から報告された「当面の生活保護水準の改善について」の趣旨を尊重するとともに、国民生活の動向等を

第 157 号

自治体の福祉施策を生かせ…豊住 章三…(1)
実施要領の改正を終えて……新津 博典…(2)

昭和44年度の生活保護……………(4)
第25次基準改定……………(4)
実施要領の改正……………(10)
医療扶助運営要領の
一部改正等について……………(20)

水脈 出稼き事故
離婚率上昇
社協と極力
遺児育英会

(24)

生活保護監査方針……………(25)

カット……渡辺千代樹

編成直前に政府が発表する経済見通しの個人消費支出の伸び率をまず人口増加率で割り戻し、これに一般国民と保護世帯との消費水準の格差を見込んで生活扶助基準改定率を算定するのである。ここで、経済見通しの個人消費支出の伸び率を採用しているのは、当該年度における一般国民の消費生活水準の向上を最も的確に予測する指標が、これ以外にないからである。また、この個人消費支出の伸び率を人口増加率によって割り戻されているのは、この個人消費支出の伸び率が国民全体、いわゆる、マクロで表示されているので、国民の一人当たり消費水準の伸び率を算定するために行なわれているのである。

本年度の生活扶助基準の設定にあつても、従来と同様、生活保護専門分科会の中間報告を尊重するとともに、一般國民の生活の動向等を勘案して改善を図つたところである。

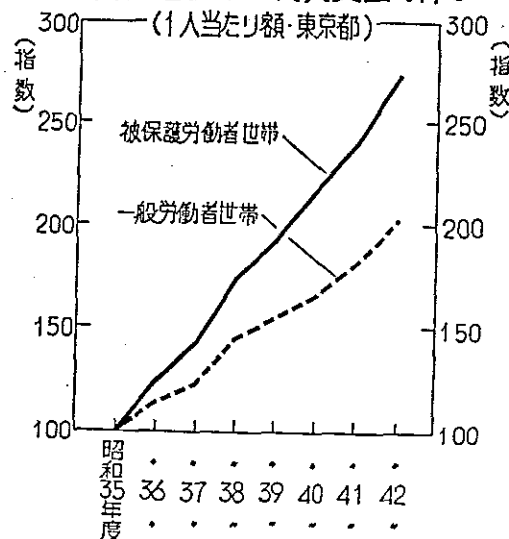
これを具体的に述べると、昭和四十四年度の経済見通しの個人消費支出の伸び率一四%を人口増加率一%で除して、一人当たり消費水準の伸び率一二・九%を求め、これをベースにして、諸々の事情を勘案して、これとの格差縮小率〇・一%を見込み一三%の生活扶助基準引上率を決定したのである。一方、一般國民の消費水準の伸びの推移を総理府家計調査の結果からみると、人口五万以上の都市の勤労世帯の一人当たり消費支出の伸び率は、昭和三十九年度か

表4 第25次生活保護基準改定の概要(1級地)

	第24次改定 (43年4月1日)	第25次改定 (44年4月1日)	摘 要
1. 生活扶助基準 (基準生活費) (1) 居 宅 (1類+2類) (2) 期末一時扶助費 (収容保護基準) (1) 救 護 施 設 (2) 更 生 施 設 (加 算 等) (1) 妊 産 婦 加 算 (2) 障 害 者 加 算 (3) 障 害 児 養 護 加 算 (4) 老 齢 加 算 (5) 在宅患者加算 (6) 人工栄養費 (7) 入院患者日用品費 (8) 一時扶助(布団類) (9) 入学準備金 2. 教育扶助基準 小 学 3 年 中 学 1 年(男) 3. 住宅扶助基準 家賃開代等 家賃補修維持費 4. 医療扶助基準 5. 出産扶助基準 6. 生業扶助基準 (1) 生 業 費 (2) 技能修得費 (3) 就職支度費 7. 葬祭扶助基準 (勤労に伴う必要経費) (1) 業種別基礎控除 (1) の職種(内職) (2) " (日雇) (3) " (土工) (2) 基礎控除合算額 (業種別基礎控除額と収入金額別 途基礎控除額を合算した場合) (3) 特 別 控 除 (4) 新規就労控除 (5) 未成年者控除 (6) 不安定就労控除 (7) 災害控除 (社会保険料、組合費、交通費等)	円 26,500 12月1人当たり(居宅)2,040 (43.12月) (") (収容) 735 1,854 9,050 妊産婦6ヵ月未満 1,495 妊産婦6ヵ月以上 2,245 産 婦 1,385 43年5月1日改定 2,080 2,710 1,700 1,600 2,165 3,290 3,130 5,000円以内 365 990 2,800円以内 10,000円以内 国保の診療方針、診療報酬 に準ずる 1件(居 宅) 8,000円以内 " (施設(特集)) 13,000円以内 1 件 30,000円以内 " 15,000円以内 " 15,000円以内 (大人) 8,000円以内 (小人) 6,400円以内 2,970 4,120 5,320 (最高額(3)の職種) 7,180 21,800円以内 2,000 2,000 1,000 災 災	円 29,945 2,040 735 9,650 10,225 1,660 2,490 1,535 2,280 2,910 1,900 1,700 2,400 3,290 3,650 5,000円以内 395 1,065 2,800円以内 10,000円以内 同 左 8,000円以内 13,000円以内 30,000円以内 15,000円以内 15,000円以内 9,600円以内 7,680円以内 3,425 4,700 6,025 7,835 24,600円以内 2,000 2,000 1,000 災 災	標準4人世帯生活扶助基準 (級地別)(生活扶助基準額) (1級地) 29,945円 (2 " 27,250 (3 " 24,555 (4 " 21,860 このほかに学校給食費通学 のための交通費等が支給さ れる 住宅事情により第二種公営 住宅家賃の最高額を標準と した額に1.3を乗じた額の 特別基準を設定 このほかに衛生材料費が支 給される(1,200円以内) 三、本業務実施上の留意点 この業務は、指定医療機関の行な う診療内容を対象とするものではな く、患者の退院後における社会的需 要等の実態を把握し、今後のケース 処遇に反映させるために行なうもの であることの趣旨を正しく理解し、 今後における医療扶助の効果的運営 を推進するうえで参考としてもら いたいものである。 (厚生省社会局保護課) 今月号は、特集のため増頁をし、 28頁にいたしました。来月号は20頁 の予定ですので御了承下さい。

・印は今回改定しなかった基準額である。

図1 一般勤労者世帯と被保護者
労働者世帯の消費支出の伸び



と稼働収入金額一万九千円を超える
額の百分の二十の額とを合算した額
で設定することとされた。簡単にい
うと、昭和四十三年度において控除
率変換点の額、一万七千円であった
ものが、昭和四十四年度において
は、一万九千円と二千円引き上げら
れたということである。
なお、業種別基礎控除と収入金額
別基礎控除とを合算した額の最高限
度額は、低所得階層の生活水準との
均衡を考慮し、昭和四十三年度の一
級地における日の職種(土工等)七
千八百八十円であったものが、昭和四
十四年度は七千八百三十五円に改善
された。
ここで、いくつかの世帯を想定し
て、その世帯の最低生活保障をし
めずと表1のとおりである。
また、標準四人世帯の場合の最低生
活保障水準は、三万七千八百四十円
となっているが、これは、一般的
基準等を積み上げたものであり、住
宅扶助基準の特別基準(第二種公営
住宅の最高家賃額を標準として定め
た額に1.3倍した額(東京都の場
合九千円)、教育扶助の学校給食
費、教科用図書代および通学交通費
等の実費支給、さらには稼働収入に
応じて控除される収入金額別基礎控
除や通勤に必要な交通費、社会保険
料および労働組合費等の実費控除を
含めると最低生活保障水準は、さら
に増加することとなる。
(厚生省社会局保護課)

表5 最低生活保障水準具体例

		昭和40年度				昭和43年度				昭和44年度			
		1級地		4級地		1級地		4級地		1級地		4級地	
		世帯 1人 当り	1人 当り	世帯 1人 当り	1人 当り	世帯 1人 当り	1人 当り	世帯 1人 当り	1人 当り	世帯 1人 当り	1人 当り	世帯 1人 当り	1人 当り
標準4 人世帯	夫(35才)日雇 妻(30才)無職 長男(9才)小 長女(4才)	23,294	5,824	17,077	4,269	33,785	8,466	24,665	6,166	37,840	9,460	27,739	6,935
母子3 人世帯	母(30才)無職 長男(9才)小 長女(4才)	17,599	5,866	12,836	4,279	25,253	8,418	18,376	6,125	28,059	9,353	20,490	6,830
老人2 人世帯	夫(70才)無職 妻(67才)無職	12,654	6,327	9,245	4,623	19,302	9,651	13,775	6,888	21,405	10,703	15,339	7,670

(23頁よりつづき)
オ 福祉事務所調査指導員又は都
道府県本庁吏員は、ウによる検討
の結果に基づき調査票No.2の作成
対象となった患者(必要に応じて
当該患者の家族)を訪問して事情
を聴取すること。
なお、この場合、当該ケースを
担当する現業員を同行して、事情
聴取の結果がケース取扱いのうえ
に反映されるよう配慮すること。
カ 実態把握の結果は、昭和四十
五年度予算編成期までに対応策を
検討する必要があるもので、調査票
の各項目について集計を行なった
うえ昭和四十四年七月十五日まで
に厚生省社会局保護課長あて報告
をねがいたい。
三、本業務実施上の留意点
この業務は、指定医療機関の行な
う診療内容を対象とするものではな
く、患者の退院後における社会的需
要等の実態を把握し、今後のケース
処遇に反映させるために行なうもの
であることの趣旨を正しく理解し、
今後における医療扶助の効果的運営
を推進するうえで参考としてもら
いたいものである。
(厚生省社会局保護課)
今月号は、特集のため増頁をし、
28頁にいたしました。来月号は20頁
の予定ですので御了承下さい。

実施要領の改正

入学準備金制度の創設

合理化された特別基準の事務手続き

生活保護法による保護基準の第二次改正とあわせて保護の実施要領の一部が改正され四月一日から実施されることとなったが、今回の改正の概要は次のとおりである。

なお、四十三年度中に個別通知等で既に示され、本誌上においても解説した、課第4の37「期末一時扶助費の取扱い」局第6の2の(2)「放射線障害者加算」局第6の7の(2)のオ「更生訓練費等の取扱い」の各項および表現や項目の整理にとまるとともに、この改正の趣旨を説明する。

世帯の認定

一、高等専門学校で修学する者について、奨学金と自力による収入で教育費がまかなえる場合、保護を受けながら修学できるように改めたこと。(局第1の3の本文かつこ書)

(解説) 従来、高等専門学校については、局第1の3に示す要件を満たす者で

あれば、普通高校に準じ第三学年修了時まで同一世帯として保護を受けながら修学することを認め、第四学年以降は局第1の2により、本人の自力または他からの援助によって生活を維持し、かつ、高等専門学校で修学する教育費をまかなうことができない場合にのみ世帯分離の取扱いによって修学することが認められていた。このため、世帯分離の要件に該当しない者は第四学年以降の修学をあきらめなければならないこともあった。

今回の改正のねらいは、専門的職業教育を目的とする高等専門学校に修学する者の自立が真に奨励されるものとなるように、その修学の金課程終了時まで保護を行なうこととしたものである。

なお、念のためであるが、高等専門学校修学の期間(五年)との比較から短期大学での修学を同様に見てもよいのではないかという意見もあるが、これについては、短期大

学進学時すなわち高等学校卒業に際して既に職業選択の機会が十分にあり、現在の雇用事情から高等学校卒業業者はその資格で十分その能力を活用する途が開かれていること、及び所得階層との均衡や一般世帯における短大以上の進学率等を考慮し、今回の改正においては高等専門学校のみをとりあげて改善することとしたことを付言しておく。

二、稼働能力の活用をはかりながら、その他の時間に定時制高校で修学する者は、原則として同一世帯と認定し保護を受けながら進学できる取扱いとしたこと。(局第1の3の本文およびこ書)

(解説) 従来の規定によれば、定時制高校で修学する者は原則として世帯分離の取扱いによることとされていた。したがって、能力を活用している者であつても、その者の収入によって自己の生活を維持し、かつ、高校修学のための教育費をまかなえない場合は定時制高校での修学は認められていなかったが、今回はこれを改め、働いて能力の活用をはかりながら、それ以外の時間に高校に修学する者であつて、本人の自力で教育費がまかなえる者については、積極的に保護を行ないながら高校に進学できる途を開くこととした。

また、「被保護者が営むのに適当な規模」から「低所得世帯との均衡を失しない程度」に改められたが「低所得世帯との均衡を失しない」とこの判断基準は示されなかった。生活用品については、当該地域の普及率という目安が示されているが、事業用品については生産財としての機能があり、その利用価値は単なる普及率のようなもので示すことは不適当であり困難でもある。そこでその判断にあたっては、当該事業用資産の取引等については地域の低所得階層の経済活動の実態が比較検討し、かつ、今回の改正の趣旨を十分理解して、実施機関が個々に判断していくことになるが、その方が地域の実態に即した取扱いができると思われるからである。

(2)のア)

(解説)

これまで、その事業用家屋、設備、機械が「被保護者が営むのに適当な規模」においてその保有が認められていた。しかしながら、この規定によると初めて保護の申請をした者は、従来からその者が営んでいた事業の規模を被保護者が通常営んでいるレベルまで縮小しなければ保護が受けられないことになる。これで

では、これを処分しなければならぬのは、本法のためまえからして当然である。

また、「被保護者が営むのに適当な規模」から「低所得世帯との均衡を失しない程度」に改められたが「低所得世帯との均衡を失しない」とこの判断基準は示されなかった。生活用品については、当該地域の普及率という目安が示されているが、事業用品については生産財としての機能があり、その利用価値は単なる普及率のようなもので示すことは不適当であり困難でもある。そこでその判断にあたっては、当該事業用資産の取引等については地域の低所得階層の経済活動の実態が比較検討し、かつ、今回の改正の趣旨を十分理解して、実施機関が個々に判断していくことになるが、その方が地域の実態に即した取扱いができると思われるからである。

資産の活用

をあげ、教育費をまかない、かつ、その修学が特に世帯の自立に効果的であると認められる場合は、従来どおり、局第1の2の(2)のイにより世帯分離の取扱いも可能である。

が、今回の「資産の活用」改定のねらいの一つである。

三、義務教育外の教育を受けることのできる規定の一つとして「短期大学等」の最終学年で修学中の者について世帯分離の取扱いが認められているが、これを「大学等」に改めたこと。(局第1の2の(2)のウ)

(解説)

四年制大学についても従来から解

一、土地のうち山林及び原野については、事業用、薪炭自給用、採草地用として現に最低生活維持のために利用しているものであつて、その規模が当該地域の低所得世帯との均衡を失しないものであれば保有を認めることとしたこと。(局第3の1の(3))

(解説)

資産は、それが現状のまま活用されるものであれば、できるだけ処分させないで、その資産のもっている経済的効用を發揮せようとするの

全日制高校進学は奨学金を受けることが要件となっているが、定時制高校の場合は奨学金を特に受けていなくても、十分に能力の活用をはかっているならばこの取扱いが認められることになったので、注意して活用されたい。

稼働収入等は教育費や勤労控除等を差し引いて残余があれば世帯の収入として認定されることになるが、このことに関して従来の世帯分離の取扱いより不利になる場合があるという意見がある。しかし、従来の取扱いによれば世帯分離された者の生活費及び高校進学のための教育費をまかない、なお当該修学者の収入に余力がある場合は、当然、事実上同一世帯として現に共同生活している他の世帯員に対する事実上の扶養の履行を行なっていたわけであり、その額を扶養額として認定していたのであるから、今回の改定により同一世帯として認定した結果、収入認定の点できびしい取扱いとなったとはいえない。むしろ、医療費を含めた生活費については保護を行ない、定時制高校進学が認められたという積極的な改正の意図を十分理解する必要がある。なお、改正前、世帯分離により定時制高校進学が認められていた者については、当該定時制高校生が自己の生活を維持できる収入

わが国における昭和三十年代以降の国民生活の動向は国民経済の著し

い発展に伴い生活様式の高度化、多様化が急速に進み、新種新型の耐久消費財が広範な階層にわたって普及するといふ、まさに消費革命の進行期にあったといえる。かかる時期における生活保護の実施にあたり、耐久消費財等の生活用品をどの範囲まで最低生活として保有を認めていくかは保護を受けたい低所得階層との均衡上からもきわめて困難な問題があった。また、一部の地域においては集団的な行動等によって保護行政の適正実施をゆがめられるような動向も認められた。

このため、電話等特殊な生活用品については個別に保有の可否について、課長問答通知をもって明確に取扱いを示していたが、これは保護行政が全国を統一した取扱いのもとに一致して適正に実施されなければならぬという要請に添えていくために、その必要性がきわめて高かったからである。しかし、実施機関によっては、問題解決にあたって世帯の個別的な事情に即した真に具体的な妥協な結論を求めるという努力をしないで、それらの規定を唯一のやりとりとしてすべてのケースにあてはめるといった硬直化した画一的な取扱いがみられるようになり実施機関本来の自主性ある活動が失われ、いくというマイナスの面が生じる

おそれがでて、最近の社会経済情勢、国民生活の実態もなお大きく変動しているが、持続的な経済成長により国民の消費生活にも一般にはゆとりが生まれ、生活全体が安定するようになり耐久消費財としての生活用品も、普及が一巡して今や買換えの時期に入っているといわれている。このような時代の要請に対応した保護の実施が図られなければならないことはいうまでもない。そこで今回の改正においては、実施機関が次官通達及び局長通達を示す原則的取扱いを基準として委ねられた権限のなかで世帯の個別具体的な諸々の事情に即応して生活保護法令の趣旨に基づいて自主的に判断していくという弾力ある運用が可能となるように、従来、課長問答通知において示してきた個別品目の取扱いをすべて削除することとしたものである。

四 生活保護について述べれば、電話、カラーテレビ、自動車の保有の問答が削除され、具体的な判断基準は「当該地域の普及率」によることとされた。しかしながら、これら生活用品の保有が「実施機関の自由な裁量」によって認められるようになったということではない。実施機関が判断するにあたっては、当然、本法の基本的建前にそって十分検討さ

れなければならない。これらの資産についてみれば、現段階においては、まだまだ一般家庭にとっても、縁遠い高級なぜいたく品であるといわねばならないであろうし、生活保護の適正な実施を図るうえからも、地域住民の生活意識、感情を十分考慮されなければならない。このように考えてくると、電話、カラーテレビ、自動車については、現段階では、原則として保有は認められないものといわざるを得ない。しかし、多くのケースのなかには世帯のやむを得ない事情によっては、当該資産の処分が不適当な場合もある。このような場合において個別品目の削除にともない、次官通達、局長通達をいかに解釈していくべきかがとくに重要となったのでその一つの具体例として今回電話について「重度の身体障害者、寝たきりの老人等が電話を保有している場合」の課長問答通知を加えることとし、次官通達に規定する「社会通念上処分することを適当としないもの」の解釈を示すことにした。すなわち、それらの者が電話を保有し、それが他との唯一の連絡手段となっている場合等は、地域の普及率が低い場合であっても電話の保有が認められるときがある例が示された。（課第3の問9）

から判断する以上、農集電話等を除けば、まだ一般的には保有を認めることのできない資産の一つであるといえよう。しかしながら、特に普及率のみによって判断することなく、さらに最低生活を維持するためにはどうしても電話を利用しなければならぬという個別的事情を十分見きわめ、本法の基本原則にたちかえて、具体的に妥協な結論を導く検討がなされなければならない。そのため次官通達の正しい解釈例として、普及率に関係なく電話の保有を認める例を示すことにしたものである。

なお、カラーテレビ、自動車については、前述したように原則的には保有は認められないことになるが、当該世帯の諸々の条件を検討した結果、保有を容認しなければならぬやむを得ない事情がある場合は、今後、県庁及び厚生省とも十分協議のうえ、最終的に判断していく必要があろう。

扶養義務の取扱い

一 扶養義務者の把握
保護の中請時において扶養義務者として調査対象とすべき者の範囲を具体的に示すこととした。

（一）絶対的扶養義務者については、

従来どおり、全員について、一応把握する。（局第4の1の（1）のア）
（二）相対的扶養義務者は、民法第七七条により、特別の事情があるときに扶養の義務が課せられるものであるが、このような意味で扶養義務者となる可能性のある者を類型的に示し、これ以外の者については、調査する必要があることを明らかにした。（同イ及び課長問答第3のⅡの1）

なお、扶養義務者の把握は、従前は、原則として申告及び戸籍謄本をとることによって行なうこととされていたが、今回の改正により、原則として要保護者の申告によることとし、当該要保護者の言動等からみて特に必要があると判断されるときにのみ戸籍謄本を取り寄せることが、市町村担当者に確認する等によって把握すればよいこととした。（局第4の1の（1）本文）

二、扶養能力の把握

一によって把握された扶養義務者が実際に扶養能力を有するか否かを調査する方法の合理化と簡素化を図ったこと。

（一）要保護者等からの聴取による調査（局第4の2の（1））に際し、生活扶助義務関係にある者の扶養能力については、その者が給与所得

者である場合は、所得税非課税者であることが確認できたときは、原則として扶養能力がないと判断して差しつかえないこととした。それ以外の者（事業所得者、農業者等）については、各種収入額、事業規模、資産状況等を考慮して判断することとした。（課長問答第3のⅡの2）
（二）実施機関の管外に居住する扶養義務者に対する照会調査（局第4の2の（2））に際しては、従前は直ちにその者の居住地を所管する実施機関または市町村長に照会することとしていたのを改め、まず当該扶養義務者に照会し、期限までに回答がない場合にはじめて他の実施機関または市町村に照会すること等の規定を設け、実施機関相互間の不必要な照会事務をなくすようにした。

（解説）

扶養の取扱いについては、現在各実施機関においてその間にならざるのあるところがみうけられるようである。

この点については、昭和四十二年に行なわれた行政管理局の勧告でも採りあげられ、扶養義務の取扱いにあたっては、実施機関による差違のないよう、全国的に均質な保護行政の実施に留意すべきことが指摘され

た。この指摘は、保護の実施における主体性を否定する趣旨ではなく、個々の実施機関の間において実施方針に相違があつてはならないということである。

もとより、扶養義務者の範囲は、民法によって規定されているものであり、現行生活保護法の体系においては、実施要領通知をもって、これと異なる取扱いをすることはできないことはもちろんである。今回の改正においては、右に述べたような実情をも考慮して、扶養義務者に関する調査事務の合理化、簡素化を図るとともに、扶養能力の有無についての判断基準をある程度画一的に示す等、調査の実施過程においてなるべく初期の段階で、扶養能力がない者やその他扶養の履行を求めることが適当でない者を明らかにし、その後ムダな調査事務を省き、一方、扶養可能性の認められる者についての調査等はより集中的効果的に行なうことをねらいとして、所要の規定を設けたのである。

最低生活費の認定

一、最低生活費の認定において、毎月経常的に計上される最低生活費と臨時に計上される最低生活費（一時扶助）について、それぞれその基

本的考え方を次官通達で規定し、その相違を明確にした。特に経常的最低生活費の内容である被服費、家具什器費についての一時扶助の実施にあたっては、常にこの基本的考え方に従って取扱うことが明確に示された。（次第5のⅡ、局第6の2の（5）のア、同（6）の本文）

（解説）
従来の実施要領においては、最低生活費の認定に関する、基本的指針を欠いており「生活保護法の運用」（百問百答）等の解説や研修会等においてその都度指示してきたところである。しかし、最低生活費の認定は資産の活用や世帯の認定等と異なり、認定に当たっては、実施機関に裁量の余地はなく、全国的にも統一の実施が行なわれなければならない。このようなことから、これまで示されてきた基本的考え方をとりまとめ、次官通達の形で規定することとしたものである。

これは、後で述べる特別基準の設定のあったものとして取り扱う場合の承認事務の取扱い、指導指示、及び保護の停止の取扱いと合わせて、決定実施事務の合理化をはかる観点から実施要領の規定の整理、改正を行なったものである。

これによって、経常的最低生活費と臨時的最低生活の内容が明確にさ

れ、一時扶助の認定にあたつて実施機関における認定方針に明確な基準が与えられることになった。

二、入院患者に対してその出身世帯の家族が付添う場合で病院の管理運営方針等により病院給食や寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について特別基準の設定があつたものとして取り扱って差しつかえないものとしたこと。(局第6の2の(1)のオ)

(解説)

入院患者に付添うため、その家族が病院等で寝泊りしなければならない場合において、病院の管理上、飲食物の病院院内持込みや自炊を禁止し、病院給食の利用や病院備えつけの寝具寝台の貸与をうけなければならない場合が多い。これらの実態に着目し、給食及び貸与寝具の費用についてその実費をまかなうことができないう場合その実費について一般生活費認定基準その他の経費とは別に特別基準が包括設定されたものである。

なお、病院給食の実費を認定する期間は、当然のことながら一般生活費認定基準表第一類の表に掲げる飲食物費の額は計上しないこととなるが、それについても入念的に規定された。

(1)従来の世帯員数による支給量の規定は、ややもすると布団の保有基準(例えば布団は二人に一組しか保有を認めない)のように誤解しているむきがあり、支給に当たってもこれを極めて形式的に理解して画一的な実施がなされるきらいがあつた。母親と乳児の場合と、成人の兄妹の場合では同じ二人でも全く事情が異なるように、二人一組で十分な場合もあるし、そういうわけにはいかない場合もあるのであるから、ケースの実態調査に基づく事実認定に当つて実施機関が自主的に判断し、真に必要なものについて実情に合った支給ができるように規定の改正を行なつたものである。

(2)従来、新生児の被服については、局第6の2の(5)のアの(1)により「むつき等」として、おむつを含めて二、五〇〇円の範囲内で認定できることとされていたのであるが、新生児の被服をおむつとは切り離し、被服費として支給することができるよう改めたものである。

(3)おむつの一時扶助については、出産の場合以外に常時失禁者について入院、在宅の別を問わず認定できることとした。また、おむつカバーや油紙等失禁防止のために必要とする物資もこれの対象として差しつかえないものである。なお、単身者

おつて、この規定はあくまで付添者の最低生活費認定上の取扱いを示したものであり、入院患者に対してどのような場合に家族の付添いが認められるのかという問題については何ら触れていないことに注意を要する。これについては、医療扶助運営要領に定める看護の給付方針及び次に述べる課第4の1によつて判断すべきものである。

三、入院患者が未成熟の子、身体障害者等であつて付添いが必要な場合は出身世帯員の付添いを認め、その基準生活費算定については病院所在地の級地基準を適用して差しつかえないこととしたこと。(課第4の1)

(解説)

従来は医療扶助による看護の対象となる患者に対してその出身世帯員が付添いを行なう場合に限り最低生活費の認定に特例を設けていたのであるが、入院患者が未成熟の子や身体障害者等であるときは、それが医療扶助による看護の要件に該当しない場合であつても出身世帯員が付添わなければならない事情があることにかんがみ、実情に適合するような規定に改めたものである。

なお、この規定によつて入院患者及び付添いを行なう世帯員の基準生活費は、他の世帯員とは別に算定されることとなる。

等であつて、おむつの洗濯代がかさみ、実費を必要とする場合は厚生大臣あて特別基準の申請を行なうことができることを念のため付言する。

(解説)

「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償について」(昭和四〇・五・一一厚社一六二名都道府県知事宛事務次官通知)の基準額改正に準じて今回引き上げられたものである。

八、入学準備金制度が創設されたこと。またこれに伴い、従来、被服費の一時扶助として扱っていた学童服の支給規定を入学準備金制度に吸収したこと。(局第6の2の(6))

(解説)

現在、一般家庭においては子供が小・中学校に入学する際になかど身の回り品の準備をする生活実態があり、その生活実態に対処するため入学準備金制度が創設されることになった。これに伴い、従来の学童服支給規定は発展的に解消されることになった。なお、この制度の運用にあつては、新入学時にあたり被保護家庭の児童生徒の健全な成長を願い新しい門出を祝うという気持ちをこめて実施されることが望ましいので、金銭

れることに伴い、日割計算によつて計上することになる。この点、出稼者の取扱いと異なるので注意されたい。

四、保護受給中の者が出産した場合の、出産月における妊産婦加算の認定方法を明確にしたこと。(局第6の2の(2)のアの(4)及び(5))

(解説)

産婦加算の適用については次官通達で「出産の日の属する月から行ない、期間は六カ月を限度として別に定める」とあるが、従来の局長通達によると「保護受給中の者が月の中途で出産したときは、当該月は妊婦加算を行なう」とのみ規定されてお

り、この場合の産婦加算は出産月以降六カ月間か五カ月間か解釈上明確でなかった。

出産月は本来産婦加算を行なうべきところ(出産月に保護開始した場合)は当然産婦加算が算定される、産婦加算にかえて妊婦加算を行なうこととされているのであるから、保護受給中の者が出産月に妊婦加算が行なわれた者については翌月から五カ月間産婦加算を行なうことが理論的に正しいので、その点を明確に規定することとした。

五、在宅患者加算ならびに精神薄弱児養護加算の認定変更を行なうべき時期を明確に規定したこと。(局

給付を原則とし、入学に際しての必要物資を購入できるよう実のある運用がはかられるよう配慮されたい。

九、教育費の基準額の計上は隠しでは、日割計算を要しないことが明記されたこと。(局第6の3の(1))

(解説)

教育費の計上にあたり教育扶助の基準額について日割計算を要しない取扱いは、既に百問百答等によつて示してきたところであるが、実施要領上の規定を欠いていたので今回明示することとしたものである。なお、これは教育扶助基準額の算定についての規定であつて、給食費、交通費等の実費支給分にまで適用するものではない。

十、敷金等の支給要件の改善をはかったこと。(局第6の4の(1)の(4)ただし書及び課第4の30)

(解説)

従来の局第6の4の(1)の(4)ただし書によれば、敷金の認定に際して「近い将来保護の廃止が予想される者についてはこの限りでない」とされている。この場合の「近い将来」とは六カ月以内と解されていたために病院から退院に伴い、今ただちに住居が必要である者についても六カ月以内に保護廃止になる見込みのある場合は敷金を支給できないとの解釈もできた。しかしながら、このよう

第6の2の(2)、オの(4)及び(5))

(解説)

この二種の加算の認定変更については、他の加算と同様に認定変更すべき事由の生じた月の翌月から行なうこととして従来から指示されていたところであるが、明確な規定を欠いていたため明記することとしたものである。

六、最低生活費の認定において、臨時的最低生活費の性格、内容及び認定基準が明確にされたことにより、一時扶助として特別基準が包括設定されたものにかかる取扱いはすべて次官通達に定めるところによつて世帯の個別的実態に着目して判断することとした。

(1)布団類については世帯区分による数量欄を削除し、支給量の決定にあつては当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定するように改めたこと。(局第6の2の(5)の(7)及び(8))

(2)新生児の被服を一時扶助として認定できることとしたこと。(局第6の2の(5)の(9))

(3)常時失禁状態にある者のおむつ等を一時扶助として支給することができるとしたこと。(局第6の2の5の(10))

(解説)

に「近い将来」を六カ月以内という期間で機械的に解することは、本制度の本来の趣旨が生かされない結果となるので、「近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者についてはこの限りでない」に改められた。すなわち、転居の必要はあるが自立をまだから転居するものの、貸付金等を利用して自立後に返済することが可能なものについてまでも認める趣旨ではない点だけを明確に規定することとしたものである。

次に課長問答通知の改正については、第一点として、敷金等を必要とする場合の要件として、現住居が通勤に著しく困難な遠距離である場合や、過疎地域にあつて就労先もないため就労可能な地域へ転居する場合等自立助長の観点から敷金を必要とする場合の項目が追加されたこと。

第二は、敷金等の特別基準が包括設定されたものにかかる費用の認定手続の事務簡素化をはかる意味から、従来、厚生省保護課長に協議を要するものとしていた事項(課第4の30の答6を除く)について、今後、都道府県知事の承認のみで認定して差しつかえないものとしたこと。

第三は、敷金支給の要件としての

退院指導や転居指導に際して、書面による指導であることを求めているが、書面によらない指導でも同様に取り扱ふことに改めたことである。

十一、現に居住する家屋に便所や戸又は畳がない場合には、その設置に要する費用を住宅維持費の範囲で認めることとしたこと。(課第4の38及び39)

(解説)
便所については、本来人の住む場所や近隣にそれまで便所が全くなかったというところは考えられないところであり、新しく設置しなければならぬ事例は、既述の事例の利用が困難になった場合だけが考えられるが、このような場合は当然近隣の保護を受けていない世帯も同様の事態に受けられることになるのであるから、これらの世帯がいかに解決するか、また他法他施等による解決策も十分検討のうえ、近隣との均衡を失うことにならないよう、特に留意して実施する必要がある。

また、戸や畳については、最低生活の維持のためにも必要であり、当該地域の生活慣習、生活様式等をも勘案し、家屋の構造等からみて当然あるべきものがないことが客観的に判断される場合にのみ設置することと認められるものである。したがって、当該地域の生活慣習、生活様式

を無視したり、構造を作り変えてまでこれを認めてよいという趣旨ではないので、実施に当たっては特にこの点に留意する必要がある。

十二、技能修得のため交通費を必要とする場合はその実費を告示別表第6の1又は2により算定した技能修得費の額に加算して算定することとされたこと。(告示別表第6の3)

(解説)
最近における交通費の増進に伴い、本来の技能修得のための直接経費が基準額ではまかなえないという事態が生じてきた。これに対処するため間接的経費である交通費については、技能修得の基準額に關係なく技能修得のための直接経費である授業料、教材費等として算定した技能修得費の額に、その実費を加算して算定することとした。

十三、就職支度費について、新規中卒者その他の者に設けられていた区分を廃し、新規中卒者にもその他の者と同額を支給できるように改めたこと。(局第6の7の(3))

(解説)
新規の就職に際して直接必要な洋服類、履物等の必要の額は、最近では新規中卒者であっても成人と殆ど差異はなく、平常の勤務に要する服装等の諸雑費に需要の相違はあま

うという意味で国民の祝日の行事の一環として臨時に支給されるものは、同様に収入として認定するに適さないものとして取り扱うこととされた。

四、失業者就労事業または高齢失業者等就労事業に就労する日雇労働者のうち軽易な作業に従事する者に労働控除を適用する場合、一般の労働者の八割の範囲内の額を適用することとしていた規定を廃止したこと。(課第6の12答の後段及び課第6の30)

(解説)
失業対策事業に就労する日雇労働者のうち軽易な作業に従事する者は本来的に稼働能力において十分なものが多く、相対的に就労日数も少なく賃金も低くなりがちであり、結果的に労働控除の収入金額別基礎控除の適用額も低額とならざるを得ない実態にある。かかる労働者の稼働意欲を失わしめないため、日雇労働者の控除額よりさらに二割減額していた従来の取扱いを廃止することとした。

五、賞与その他の臨時的收入を支給月の収入として認定することが適当でないときは、当該賞与額からその月において適用する特別控除額を差し引いた額を六カ月以内の期間に分割認定することとし、分割認定さ

り認められなくなってきた実態にかんがみ、中学卒業者その他の者との区分を廃止し、改善をはかったものである。

十四、特別基準の設定があったものとして取扱う費用の認定にあって、都道府県知事及び実施機関が留意しなければならない事項を認定指針として規定し、特別基準設定の承認事務の合理化をはかったこと。(局第6の9の(2))

(解説)
特別基準の設定を必要とするものについては緊急を要するものが多く、被保護者の必要に即応するため迅速な事務処理を行なうことが特に望まれるところであるが、従来必ずしも円滑に実施されてきたとはいえない。そこで今回の改正においては、特別基準の設定について、できるだけその手続の合理化を図る見地から、実施要領の中で、厚生大臣があらかじめ包括的に特別基準を設定したものについて、できるだけその設定承認事務の合理化をはかることとし、できるだけ、県の段階で処理できるように知事の承認の権限を大幅に広げることとされた。これに伴い、実施機関あるいは都道府県における特別基準の設定にかかる決定実施が、これまでより一層適切かつ統一的に行なわれるよう、運用上の留意

点を示すこととしたものである。さらに承認手続の細部については、「生活保護法により特別基準が設定されたものとして取扱う費用の認定にかかる承認の手続について」(昭和四四・三・二九社保第七五号厚生省社会局長通知)を参照するほか都道府県本庁においても実施体制を確立して管下実施機関との決定実施に不均衡が生じないように実施機関の指導に十分留意することとされた。

収入の認定
他からの仕送り贈与等による食費は、金銭に換算したうえ仕送り贈与等による収入として取扱うことに改めたこと。(次第7の3の(2)のイの(4))

(解説)
従来の規定によると、仕送り贈与等を受けた主食についても農業収入として取扱うこととされていたので、理論的には労働控除が適用されることとなっていたが、この矛盾をなくすよう改めたものである。

二、地方公共団体またはその長が年末等の時期に支給する金銭のうち収入認定の対象としない限度額である世帯合算額「一〇〇円を二、一〇〇円(月額)」に改めたこと。(次

なお、賞与等を分割認定するにあたって、賞与等の支給月に特別控除を行なうべき場合は、特別控除額を差し引いた残額を分割し、分割認定された額と認定月の収入との合算額が当該月における収入金額別基礎控除の対象となることと規定されたのであるが、この規定は賞与支給月における収入金額別基礎控除の対象から特別控除相当分の賞与収入を排除する趣旨のものではない。すなわち、賞与を分割認定する以前に差し引く特別控除相当分は、賞与支給月における収入として収入金額別基礎控除算定の対象となるものであるの

また、この場合の収入金額別基礎控除の取扱いは、賞与支給月においてその金額に対応する収入金額別基礎控除が算定され、分割認定された場合の分割認定した額に対応する収入金額別基礎控除の適用はないものとされていた。(旧局第8の3の(1)のウかこ書)

このため支給月における控除額は、収入金額別区分による頭打ちの額で行なわれる実態が多かった。また、分割収入に対して労働控除が適用されないことは、一時の収入を分割しそれぞれに労働控除を適用する農業収入の取扱いと矛盾することにもなっていた。この不合理を是正するために今回の改正を行なったものである。

六、特別控除の年間適用額を年末において、金額控除できない事情にあるものについては、当該年度の末までの間に特別控除しきれなかった残額を控除できる取扱いに改めたこと。

併せて、特別控除の年間控除額の限度額の算定のしかたを明確にしたこと。(課第6の28及び同44)

(解説)
改定前の課長問答通知第6の28の答なお書において、年の中途で保護開始される者については特別控除の年間適用額を当該年度の末までの間に適用して差しつかえないこととされていた。しかしながら、特別控除

17

の適用を十二月の臨時収入時に予定して、いたにもかかわらず、病気のやむを得ない事情で十二月に就労できなかった場合等で、貸与等の臨時収入が少額となり当初に予定していた特別控除を全額適用できない場合は、年中の途中に保護開始するケースだけでなく保護継続中のケースであってもあり得ることであるので、すべての場合に適用できるように改められたものである。

七、自立更生を目的とする貸付資金で、実施機関の事前の承認を受けていなかったものについても、現に当該世帯の自立更生に真に役立っていること認められ、事前の承認を受けられなかったことについてやむを得ない事情が認められる場合は、事後承認によって当該貸付金にかかる償還金の控除を認めて差しつかえないこととされたこと。(局第8の4の(3)のイただし書)

(解説) 被保護者が自らの収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、すみやかに届け出なければならぬのは法律上の義務である。したがって、貸付金を借りる必要がある場合は事前に福祉事務所に届け出てその承認を受けなければならない。また、このことは収入の認定においても貸付金のうち収入として認

定されないものを認定する要件として実施機関の事前の承認があったものに限定されていることから当然である。

しかしながら、社会生活を営むうえにはやむを得ない事情によって緊急に貸付金を借りなければならぬ場合もあり、被保護者にとっても届出の義務が十分理解されていない場合も十分予想されるところで、このような場合、事後において福祉事務所に届け出て承認を求めることもし

ばしは起りうるものである。また、保護を申請する以前の貸付金で購入した資産等で現にそれが当該世帯の最低生活維持のために欠くことのできない事業用資財等として活用されている場合であって、その貸付金につき償還が済んでおらず、かつ償還の猶予、免除が得られないケースもあるであろう。今回はこのように事前の承認を得られなかったことについて真にやむを得ない事情が認められ、かつ、その貸付金を仮りに事前に届け出があったとすれば、その世帯の自立助長に役立つものとして福祉事務所が当然事前の承認を与えたであろうと判断されるものについては、実施機関が事後の承認を与え、当該事業によって得られる収入から償還金を控除して差しつかえないこととされた。

また、新規就労収入を翌月認定する取扱いを受けたものについては、将来とも翌月送りとするのが明確にされた。

四、収入充当額を過少に認定した場合の是正措置を明らかにしたこと。(局第9の2の(1))

(解説) 被保護世帯の扶助費支給額の算定に際して、収入充当額を実際の収入よりも過少に認定した場合は、最低生活費を実際より過大に認定した場合(局第9の2の(1))にすでに規定されている)と同様に、扶助費支給額を本来支給すべき額よりも多く決定する結果となるので、本来は変更決定を行なって、超過支給分を返還させる(事情によっては、法八〇条により返還を免除することとなるが、この場合に、返還免除の場合を除いて、翌月以後の扶助費支給額において調整しても全く同じ結果となるので、便宜的に翌月以後の収入充当額によって調整して差しつかえないこととした。(局第9の2の(1))

この取扱いは、従前は、最低生活費の過大認定の是正措置として行なわれてきたものである。

五、収入充当額を過大に認定した場合又は最低生活費を過少に認定した場合の是正措置を明らかにしたこと。(課長問答第7の11答前段)

なお、今回の項目を改定するのに、ただし書をもって文章整理したので、改定前に同項のなお書として規定されていた「技能修得期間中に貸付けを受けた生活資金」については次項にウとして独立に規定することとした。

保護の決定

一、管轄外の地区から転入してきた要保護者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、新規の保護開始の場合の取扱いと異なり、保護受給中の者に対する取扱いと同一に行なうものであることを明確にしたこと(課第7の9)

(解説) 四十三年度の実施要領改正において、保護の要否判定及び程度の決定に用いる費目ならびに常用労働者にかかる収入は年間をとりえて要否判定を行なうことが明確にされた。その結果、被保護者であった者が転入した際に新規の申請者と同様に保護の要否を判定すると、世帯の状況が転入前と全く変わらなくとも他管内への移転ということだけで保護の適否が否とされるケースも理論上あり得ることになる。勿論、昨年度の改正においても転入者についてまで新規申請者と全く同様の要否判定を行な

うことを意図したものではなかったのであるが、今回その点を明記することとしたものである。

二、恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合の要否判定及び程度の決定についての取扱いを明確にしたこと。(課第7の10)

(解説) 恩給、年金等の収入の認定については、局第8の1の(4)に示されているとおり、その実際の受給額を受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して認定するのが原則であるが、この取扱いを新規に保護の申請のあった要保護者の保護の程度決定にあてはめると、当該恩給、年金等を費消してしまつて、現在手持金のない場合についても収入があるものとして収入認定することになり、現に保護を要する状態にある者に対して必要な保護が行なわれず、または実際の必要額より少ない保護費が支給される結果となる。そこで、保護の要否判定については、申請前に受給した恩給、年金等を次の受給月の前月までに分割して収入の認定を行なうが、程度の決定に当たっては現に所有する手持金の程度によって保護を行なうという取扱いを明確に示すこととした。なお、恩給、年金等の収入に限ってこの取扱いを示すこととしたのは、通常、恩給、年金等

(解説) 右の場合は、扶助費支給額が本来支給すべき額より少なかったためであるから、不足分を追加支給することとなる。

この追加支給の方法は、あくまでも、当初の決定額を正しい額に変更して、差額を追加支給する方法によるべきで、一の取扱いかから類推して、翌月以後の収入充当額を実際の収入額よりも追給すべき額だけ少ない目に認定することによって是正することは認められないことを明らかにした。

六、扶助費支給額を変更すべき事由が生じた場合の事務処理の基準を示したこと。(課長問答第7の11答後段)

(解説) 保護費は、前渡しが原則であるから、最低生活費及び収入充当額の認定は必然的に見込み認定となる。したがって、保護費支給後に当初の見込額と実際額とが大きく相違する事態が発生することはあり得ないものでない。しかし、保護費は月単位として支給されるので、状況の変化が決定的でないときは当該月が経過した後でないとその相違の程度が判断できないことも多い。

以上の点を考慮して、被保護世帯の最低生活費又は収入額の状況が当

初の見込みとどの程度まで相違したとき、その時点で保護の変更手続を開始するべきか、その判断の基準を明らかにした。

(一) 予測し得ない事情の変化により、実際の収入額が著しく減少し、当初支給された保護費では、当該月において以後最低生活の維持が困難と認められるときは、その認められた直ちに当初の支給額(保護の程度)を変更する手続をとり、すみやかに必要な額を追加する。(課長問答第7の11の答の1)

(二) (一)以外の場合は、法第六一条による届出をまつて、差額の確認調査を行ない、その差額が当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたすと認められるときに、当初の支給額の変更手続をとり、必要な額を追加する。(問答の2) すなわち、実施機関において、事態の推移を観察しつつ、当該世帯のその月の保護の程度決定を変更すべきか否かの判断を行なう上で、変更すべきであると判断に踏み切るべき基準時点を示したものである。(一部の方から、この問答は、保護の変更決定の適用日又は効力発生日を示したものとかが経過した後でないとその相違の程度が判断できないことも多い。

以上の点を考慮して、被保護世帯の最低生活費又は収入額の状況が当

指導指示検診命令

指導指示及び検診命令の実施に關する基準を局長通知で明らかにし、これに従わなかった場合等の保護の変更・停止・廃止の適用の基準を課

医療扶助運営要領の一部改正等について

今回、医療扶助運営要領の一部が改正され、本年四月一日から適用することとなった。また、精神病患者増加傾向に対処するため福祉事務所における医療扶助運営体制の強化を図るなど一連の措置を講じ、それぞれ本年四月一日から実施することとされたが、その概要は次のとおりである。

一、各種様式につき、指定医療機関が記載する部分を除き、都道府県の実情に即して、補正を行なうて差しつかえないこととしたこと。(第1の6)

従来、医療扶助関係様式が多岐にわたっていること、又その記載内容が多岐である等のため地区担当員の内部事務が過重となり、そのことが訪問活動を阻害する原因ともなっていること、昭和三十九年度において医療扶助関係様式の統合

長問答通知で示した。(局第10。課長訓令第12、第8の2)

(詳細な説明については、四月の生活保護掲示板を参照されたい)(厚生省社会局保護課)

整理及び記載事務の簡素化を行なう

たわけであるが、その後の実施状況をみると、例えば、要意見書に要保護者の氏名を記載し、その者の医療要否につき指定医療機関に意見を求める場合、同姓同名の者を判別するために、当該要保護者の居住地を記載する必要がある等の意見が寄せられていた。これに対処するために、各給付券及び各請求明細書を除く、その他の様式について、指定医療機関が記載する部分を除き、各都道府県の実情に即して適宜補正等を行なうて差しつかえないことに改めたものである。

なお、様式の補正にあたっては、昭和三十九年度において内部事務の軽減を図ったことの趣旨を理解し、必要以上に地区担当員の内部事務が過重とならないよう十分留意していただきたい。

めた。(第3の6の(3)の(ア)の(イ))

(イ) 給付方針で、すでに認められている以外の材料について、それが治療の一環として必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合は、購入価格一万円以内のものに限り、都道府県知事の承認を得たうえ、特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこととした。

なお、現時点において普遍的であると認められるものについては、すでに給付方針にその品目を規定しているところであり、これ以外の材料についての特別基準は①生命の維持に直接関係するものであること ②生命の維持に直接関係はないが他の方法では症状等が改善されない場合にはじめて、その設定が認められるものである点に留意していただきたい。(第3の6の(3)の(イ)の(イ))

(イ) 給付方針において認めているもののうち、義眼、義肢、松葉杖、装具または眼鏡の費用については、身体障害者福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準、または、児童福祉法の規定に基づく同基準に定める額以内の額とされている。しかしながら、既成の材料にさらに改善を加えなければ使用できない場

二、医療扶助に関する検診命令について、今後、保護の実施要領に定めるところにより取り扱うこととしたこと。(第3の1の(イ)及び第3の12)

医療扶助運営要領は、事務処理要領の性格がかなりの部分を占めており、そのなかに処々に、給付にあたっての判断基準を示す事項(被保護者の処遇に關連する事項)が規定されているのである等の事情もあって、関係者にもなじみにくいものとなっている。この弊害を解消するため、かかる基本的事項を保護の実施要領に組み込む等、所要の整備を図っていきたいと考えている。そこで、今回とりあえず、医療扶助運営要領第3の12検診命令に關する項を保護の実施要領第10の4に新たに規定し、その一体化を図ったものである。

従前、福祉事務所長は、要保護者に対する医療扶助の決定にあたりさらに要保護者の健康状態について詳細に確認する必要があるときは、医療扶助運営要領第3の12に定めるところにより検診を命ずることとされていたが、当該検診命令については、今後、保護の実施要領に定めるところにより取り扱うこととなったので留意していただきたい。

なお、この改正にともない、検診

合などがあり、そのために、この基準額以内の額では購入できないときは、その基準額を超える額について、厚生大臣が特別基準の申請を行なうこととされているが、今回、前述の趣旨を体し、都道府県知事の承認を得たうえ、当該材料の購入に要する最少限度の実費について、特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこととした。(第3の6の(3)の(イ)の(イ))

四、その他の改正点について (イ) 従前、国立療養所は、実地上基準看護承認施設と同水準の看護体制にあることから、国立療養所入所者については、医療扶助による付添看護の給付要件に該当する者であっても、医療扶助運営要領第3の8の(3)の(イ)により、その給付を認めない方針がとられていたが、昨年、国立病院特別会計法の一部が改正され、国立療養所の歳入歳出についても特別会計として経理することとなり、これにともない、国立療養所入所費等取扱細則が改正されたので、本法において、昭和三十九年五月一日以降、なお、基準看護施設としての承認を受けていない国立療養所に入所している者から付添看護の給付について申請があった場合

命令書等関係様式についても、医療扶助運営要領から削除し、生活保護法施行細則第24号の2として示されたものである。

三、治療材料の特別基準設定について一部その権限を都道府県知事の承認条件をつけて実施機関に委譲したこと。

従前、治療材料の取り扱いについては、医療扶助運営要領第3の6の(3)の(イ)の給付方針に定める以外の材料を要保護者が治療上必要とするときは、厚生大臣に対し特別基準の申請を行ない、その承認があった後でなければ治療材料として給付することができないこととされていたが、要保護者が真に当該材料を必要とするときこれに即応するためには、当然のことながら迅速な事務処理が要請される等の理由から、今回次の3点につき所要の改正を行なったものである。

(イ) 最近、医科及び整形外科等で行なう治療過程において「サポータ」を使用する頻度が極めて高いものとなってきており、当該材料については、すでに社会保険において療養費払いの法費材料として取り扱われているところでもあるので、今回、新たに「サポータ」を医療扶助の治療材料として追加することとし、給付方針に定

は、これを承認して差しつかえないこと(生活と福祉一四七号参照)として取り扱ってきたが、今回、同要領につき所要の改正を行なった。(第3の8の(3)の(イ))

(イ) 健康保険法による看護料の算定基準が改正されたことにともない、本法における付添看護料の標準額について引上げを行ない、本年四月一日から、この額によることとした。(別紙第7号の1の表)

医において判定困難であるものについて本庁に協議せしめるようしたわけであるが、その後、福祉事務所に於ける精神病患者の取り扱いをみると、とくに、機械的にながれ必ずしも、要意見書の審査ならびに医療扶助適用後における患者の実態の把握が適正に行なわれているとは認めがたい状況である。

(イ) 指定医療機関が採用している診療報酬点数表の種別(甲表・乙表の別)を医療要意見書に記載させることとし、当該様式につき所要の改正を行なった。(様式第13号)

かかる状況に対処するため福祉事務所長は、精神科医師に対して医療機関訪問等の業務を委託することができ措置を講ずることにより医療扶助に關する審査機能及び訪問調査機能の充実を図り、もって、精神病患者に対する医療扶助適用の妥当性を確保し、あわせて患者及び家族に対して適正な処遇を図ろうとするものである。

精神病患者の処遇の適正化 一、医療機関訪問等の業務を精神科医師に委託することとした趣旨 医療扶助の実施にあたる時、患者とその出身世帯員の実態把握とこれに対する適切な指導がいかに重要な意味をもつものであるかは今さら議論の余地もないところである。医療扶助のうち精神病患者の入院要否の審査については、専門的な知識経験が要請されるところから都道府県本庁に精神科嘱託医制度を設置する等の措置を講じて、福祉事務所嘱託

二、精神科医師に委託する業務 福祉事務所長は、必要に応じて精神科医師に、①精神病人入院要否意見書の審査に關する業務、②指定医療機関を訪問して精神病患者の実態をより詳細に把握する業務を委託することができることとした。

この制度の運用にあたり、福祉事務所長は、①又は②の結果に基づく精神科医師の意見を医療扶助の決定実施のうえに反映し被保護者の需要に即した処遇を行なうとともに、なお、福祉事務所長が精神科医師